

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 161 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理

企業会計基準委員会は、平成 30 年 3 月 14 日に実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下、「本実務対応報告」とします。）を公表しました。

本実務対応報告は、仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的としています。

仰星ニュースレター 2018/5/14 第 158 号にて、「仮想通貨利用者の会計処理等」をご説明しましたので、今回は、「仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理」をご説明いたします。

【用語の定義】

- 1 「仮想通貨」とは、資金決済法第 2 条第 5 項に規定する仮想通貨をいう（本実務対応報告 4 項(1)）。
- 2 「仮想通貨交換業者」とは、資金決済法第 2 条第 8 項に規定する仮想通貨交換業者をいう（本実務対応報告 4 項(2)）。

1. 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理

(1) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の認識

仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて仮想通貨を預かった時に、預かった仮想通貨を資産として認識し、当該資産の当初認識時の帳簿価額は、預かった時の時価により算定します。

また、仮想通貨交換業者は、同時に、預託者に対する返還義務を負債として認識します。当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった仮想通貨に係る資産の帳簿価額と同額とします（本実務対応報告 14 項）。

(2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る期末の資産の評価及び負債の貸借対照表価額

仮想通貨交換業者は、預託者から預かった仮想通貨に係る資産の期末の帳簿価額について、仮想通貨交換業者が保有する同一種類の仮想通貨から簿価分離したうえで、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の分類に応じて、評価を行います（本実務対応報告 15 項）。

評価の方法は、活発な市場が存在する場合には、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理し、活発な市場が存在しない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とします。また、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理します（本実務対応報告 5 項、6 項）。

また、仮想通貨交換業者は、預託者への返還義務として計上した負債の期末の貸借対照表価額を、対応する預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とし、預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の期末評価からは損益を計上することはありません（本実務対応報告 15 項）。

2. 適用時期

本実務対応報告は、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用します。

ただし、本実務対応報告の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができます（本実務対応報告 18 項）。